

介護保険に関する利用料などが税控除の対象となります

介護保険に関する利用料などは、次のとおり平成19年分の確定申告に係る税控除の対象となります。

① 介護保険料：社会保険料控除

平成19年中に納付した保険料

② 要介護認定：障害者控除

・障害者控除（主に要介護1～2）
・特別障害者控除（主に要介護3～5）

「障害者控除対象者認定」の申請をし、認定書の交付を受け添付する必要があります。

③ 介護サービス費：医療費控除

・全額医療費控除 訪問看護、訪問リハビリ、デイケア、ショートステイ（療養）、介護老人保健施設（食費・居住費も含む）などのほか、右記との併用によるホームヘルパー、訪問入浴、デイサービス、ショートステイなど

・2分の1医療費控除 特別養護老人ホーム（食費・居住費を含む）

④ おむつ代：医療費控除

主治医または市長から証明を受ける必要があります。

※医療費控除は、領収書などにより確認されます。

問 介護保険課（内線301・504）
各総合支所保健福祉課

冬道の安全運動 1・2・3運動実施中

期間 3月31日(月)まで
運動の重点

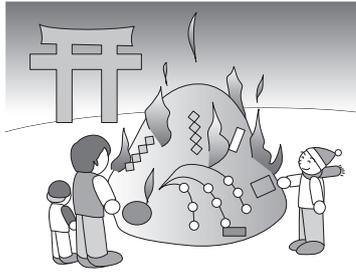
●1割、スピードダウンしよう

●2倍、車間距離をとろう
●3分、早めに出発しよう
防災対策課（内線521）

「どんと祭」でのお願い

正月飾りを燃やし、無病息災を祈願する伝統行事「どんと祭」が市内の神社などで行われます。環境への配慮のため「どんと祭」に正月飾りを持ち込む際には、プラスチック類やビニール類などは、あらかじめ外して、わらや松、紙だけを燃やすようにしてください。また、プラスチック類などは一般のごみ集積所に出していただくようご協力をお願いします。

問 廃棄物対策課（内線402・403）



住宅用火災警報器の購入・取り付け

消防法の改正により、一般の住宅や共同住宅について、住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、既存の住宅については、平成20年5月末日までに設置することとされています。そこで、警報器の購入や取り付けについて簡単に紹介

紹介します。

【購入の目安】：「NS」という鑑定マークが付いたものを選びましょう。ホームセンターや消防防災設備・機器の取扱店、電気店などで取り扱っています。価格は、メーカーや種類、機能などで異なりますので、販売店の方と相談して選びましょう。

【取り付け場所】：火災による煙を感知しやすい場所に設置します。（詳しい取り付け方法は、最寄りの消防署にお問い合わせください）

※火災から自分の身を守るためにも、住宅用火災警報器を早期に設置するようにしましょう。

なお、悪質な訪問販売が増えることが予想されますので、十分注意してください。

問 消防本部予防課
☎9517167

原子力防災訓練を実施します

女川原子力発電所で原子力災害が発生したことを想定し、原子力防災訓練を実施します。

とき 24日(木) 午前9時～午後1時30分

対象地区 牡鹿、荻浜、雄勝地区

訓練内容 広報訓練、避難訓練、緊急時モニタリング訓練ほか

※当日、訓練実施地区では防災行政無線によるサイレンや訓練広報を行いますので、津波などの災害と間違わないようご注意ください。

問 防災対策課（内線637）

住宅防音工事「希望届」の提出はお早めに!

平成18年12月に住宅防音工事対象区域(第一種区域)の見直しが行われました(当該区域の皆さんにはパンフレットを配布しています)が、指定が解除または変更となる区域において工事を希望する方は、「希望届」に必要事項を記入し、期限内に東北防衛局へ提出されるようお願いいたします。(7月1日(火)以降は住宅防音工事の助成対象外区域となります)

《対象となる住宅》 昭和61年2月25日までに建設された住宅
《希望届の提出期限》 6月30日(月)

※提出期限までに「希望届」を提出された方に対しては、従来と同じ内容で住宅防音工事(機能復旧工事を含みます)の助成が行われます。また、今回指定解除となる区域などの問い合わせも受け付けていますので、お気軽にお問い合わせください。(平日午前9時～午後5時)

《希望届提出先・問い合わせ先》

〒983-0842 仙台市宮城野区五輪一丁目3番15号 東北防衛局 企画部防音対策課 住宅防音係 ☎022-297-8216

※希望届は、市市民課、蛇田支所に備え付けてあるほか、東北防衛局のホームページにも掲載されています。

【指定解除区域(旧字名)】

※平成18年12月26日における行政区画によって表示されたものです。

○全部区域 石巻字水押、駅前北通り四丁目、元倉二丁目、東中里

二・三丁目、南中里一～四丁目、中里一～七丁目、大橋一・三丁目、開北一～四丁目、水押一～三丁目、双葉町、潮見町、門脇字西三軒屋、字三軒屋、字本草園前、字一～五番谷地、字青葉東、字青葉西、字東上野町、字上野町、清水町一・二丁目、新橋、山下町一・二丁目、田道町一・二丁目、錦町、西山町、末広町、字南谷地、貞山一～五丁目、蛇田字上前沼、字新西前沼、字新沼田、字久七前、字大塚、字新大塚、字新金沼、字新丸井戸、字下谷地、字上谷地、字塚寺、字新塚寺、字金津町前、字金津町、字新谷地前、字新下前沼、字下中塚、字中塚、字上中塚、字閘門、字新下沼、字新西境谷地、字西境谷地、字新東前沼、字新下浦、字新上沼、向陽町一丁目、新境町一・二丁目、丸井戸一～三丁目、南境字新堤外、字柳原、字堤外、字水戸、字後谷、字塚、字大塚、字新水戸、字新稲干、字新小堤、字大樋、字水貫山、字水貫前、字松木沢山、字大衡山、大瓜字棚橋上待井、字上大塚前、字下大塚前、字上小塚、字下小塚、字小塚、字剣崎、字山崎、字箕輪、字夷ノ木、字下台、字宿前、字上台、字内亀山、字新内亀山、字亀山待井、字寺崎、字八津、字内八津、字八津山、字小福地、字棚橋、字鐘、字大塚後、字棚橋下待井

○一部区域 三河町、西浜町、門脇字元明神、字中屋敷、字新館、字中浦、字中島、字三ツ股、字築山、字元浦屋敷

※区域は東北防衛局情報公開室で確認できます。また、同防衛局のホームページでは概略図が見られます。

(<http://www.mod.go.jp/rdb/tohoku/minaosi/gainenmap.GIF>)

消費生活相談室から

「資格商法」に注意ください

資格商法とは、「資格を取れば収入がアップする」など言葉巧みに勧誘し、高額な教材などを買わせる商法です。

また、以前に受講した経験のある人を狙って、新たな契約を迫る二次被害も発生しています。必要がない場合は、あいまいな返事をせず、きっぱりと断りましょう。もしも被害に遭った場合は、消費生活相談室にご相談ください。

消費生活相談室
☎2315040

犬猫を飼えなくなった方へ

犬や猫は家族の一員ですので終生責任をもつて飼いましょ。どうしても飼えなくなった場合はご相談ください。

環境対策課(内線268・269)・各総合支所市民生活課

石巻霊園・北鰯山墓地をご利用の方へ

◆移転にご協力ください

市では、北鰯山墓地から他の墓地などに墓所を移転する方に対して、条件により祭料の交付、移転資金の融資あつせんを行っています。また、石巻霊園に移転する場合は、使用料の減免が受けられます。移転にご協力願います。

◆墓地への不法投棄・車両放置はやめましょう

北鰯山墓地は故人が眠る安らぎと追慕の場です。ゴミを捨てたりすることは故人の霊を冒とくする行為ですので絶対にやめましょう。また、道路に面した移転墓所の跡地は墓参者用の駐車場で、総合体育館臨時駐車場区域を除き、一般の方の駐車は禁止しています。墓参者以外の駐車や車両放置は絶対にやめましょう。

◆こんなときは届け出が必要です

市の霊園や市有墓地の利用者が死亡などで変わったときや、引越など住所が変わったときは、市民課への死亡届や転居届の届け出とは別に、環境対策課への届け出も必要です。届け出をしないままにしてしまうと墓地の使用ができなくなることもありますので、必ず届け出をするようにしてください。なお、合併や住居表示変更にもなう住所変更の届け出は必要ありません。

◆霊園への不法投棄はやめましょう

石巻霊園内のごみ置き場は、墓参者が供物や花(持ち帰りが基本原則)を置いていく場所です。ごみ置き場以外への投棄や一般ごみの持ち込みは、不法投棄扱いで立派な犯罪となります。絶対にやめましょう。

環境対策課(内線507・508)

「もっと知りたい市の行政」出前します!

市では、生涯学習事業の一環として出前講座を行っています。市

役所の仕事の各分野で、市民の皆さんの知りたい、学習したい内容を講座メニューから選んでいただき、市の職員が講師となって皆さんの学習のお手伝いをします。

対象 原則として市内に在住・在勤・在学している10人以上の方で構成された団体やグループ

開催時間 午前9時～午後9時の2時間以内

申込方法 開催希望日の14日前(講座によっては1カ月前)までに申込用紙に記入し、各公民館へお申し込みください。(申込用紙は各公民館にあります)

講師料 無料
申・問 石巻中央公民館(内線346)・各公民館

製造事業所の皆さんへ 平成19年工業統計調査にご協力

調査の対象となる事業所には、統計調査員が訪問し、調査票が配布されたことと思います。

この調査は、我が国の工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的としています。調査内容について、税関係などに使用されることは一切ありません。ご迷惑をおかけしますが、統計調査員が回収に伺いましたら提出をお願いします。

なお、調査票の記入の仕方など、不明な点はお問い合わせください。
総合政策課(内線523・454・317)

届きましたか?

入学通知書

教育委員会では、今春、小学校に入学されるお子さん(平成13年4月2日～14年4月1日生まれ)の保護者の方に、「入学通知書」を郵送しました。

まだ届いていない方や転居などにより入学校が変わる方、その他不明な点がありましたら、お問い合わせください。

教育総務課(内線333)・河北事務所☎62-3511 雄勝事務所☎57-3681 河南事務所☎72-2092 桃生事務所☎76-4535 北上事務所☎67-2234 牡鹿事務所☎45-2246



クレジット・消費者ローンによる多重債務の返済でお困りの方へ... 弁護士が無料で相談に応じます!

(財)日本クレジットカウンセリング協会は、クレジット・消費者ローンによる多重債務の返済でお困りの方のための「法律・家計相談会」を開催します。秘密は厳守しますので、一人で悩まずに安心してご相談ください。(事前に予約が必要です)

- 相談日 1月23日(水) 午前9時30分～午後0時30分、午後1時30分～4時30分
- ところ ハーネル仙台(宮城県労働福祉会館)4階「青葉」〒980-0014 仙台市青葉区本町2-12-7
- 相談方法 相談者一人または一組に付き、30分程度の面談
- 担当者 債務返済に関する法律相談……仙台弁護士会推薦の弁護士
債務返済と家計管理に関する相談……消費生活アドバイザーなど

【とき】 1月16日(水)～17日(木)
午前9時30分～午後0時30分、午後1時30分～4時30分
【電話番号】 022-263-7961 【定員】 36人(先着)

※詳細はお問い合わせください。

☎(財)日本クレジットカウンセリング協会 ☎03-3226-0140 FAX03-3226-7451
ホームページ <http://www.jcca-f.or.jp>
東北経済産業局 産業部消費経済課 ☎022-263-1111 (内線5741)